

2019. 1

Law Office YODOYABASHI

No.31



サルデーニャ島の祭り

〒541-0041

大阪府中央区北浜4丁目1番21号 住友生命淀屋橋ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

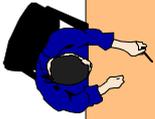
TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <http://www.yodo-law.com>

弁護士 藤井 勲
弁護士 西垣 昭利
弁護士 奥田 直之
弁護士 西野 航
弁護士 鹿野 耕平
弁護士 平井 智也
弁護士 山田 耕一郎

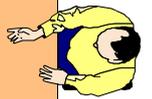
弁護士 阿部 清司
弁護士 山本 彼一郎
弁護士 井上 敏志
弁護士 高野 史恵
弁護士 中嶋 俊太郎
弁護士 篠田 陽哉
弁護士 藪内 達也

弁護士 安田 正俊
弁護士 太田 真美
弁護士 今井 佐和子
弁護士 黒田 拓志
弁護士 松本 京子
弁護士 宮本 暁
弁護士 小深田 千夏



法律事務所からのアドバイス

第13回「台風被害と賠償責任」



台風21号通過後の当事務所
N弁護士の自宅前の状況
(左下の車が損傷)

昨年9月4日に上陸した台風21号による高潮や強風によって、近畿地方は甚大な被害を受けました。被災者の方々には心よりお見舞い申し上げ、一日も早いご再建をお祈り致します。

当事務所にも台風上陸の翌日から被害に関連した相談が舞い込みはじめ、今でも質問や問い合わせを受けることが多くあります。近畿地方は台風被害が比較的少ない地方であり被災経験も少ないので、どのように対処して良いかわからず、また、加害者と被害者がご近所同士となるため賠償請求を躊躇してしまうこともあり混乱が続いているようです。そこで、今回は台風被害における賠償責任の考え方を具体的な事例を交えてご説明したいと思います。

・具体的事例

事例① 台風21号の強風によりAさんの自宅の屋根瓦が飛んで、Bさんの自宅の窓ガラスに当たりこれが割れるとともに瓦が建物の中に入ってきた。

台風21号による典型的な被害の事例です。建物が、その本来備えているべき安全性を欠く設計であったり、きちんと施工されていなかったり、または管理が不十分であったことなど(これらを「設置・保存の瑕疵」といいます。)が原因で他人に損害を与えた場合、その建物の占有者及び所有者は、その他人に対して賠償責任を負います(民法717条「土地工作物責任」)。

近畿地方に上陸した過去の台風の勢力からすると、通常レベルといえる風力の台風であるにもかかわらず瓦や屋根が飛んだというのであれば、その建物は通常予想される危険性に対して安全性を欠くものといえますから、建物の設置・保存に瑕疵があったとして賠償責任を負担する可能性が高いといえます。

このことは、Aさんの自宅の近隣で他の建物の瓦が飛んだかどうかという点から推し量ることができます。すなわち、近隣でAさんの建物の瓦のみが飛んだということであれば、Aさんの建物には設置・保存に瑕疵があったことが推認されます。他方で、近隣でAさんの自宅以外の建物の瓦も飛んでいれば、Aさんの建物には設置・保存に瑕疵があったとは言い難いでしょう。

今回の台風21号は、気象庁によれば、第2室戸台風やジェーン台風と並ぶ過去最大級の非常に強い台風でしたので、このような台風を想定した安全性を備えるよう設計・施工や管理することまで求められないでしょう。したがって、台風21号による被害に対しては原則として土地工作物責任は認められないと考えます。しかし、先に説明したように近隣においてAさんの建物以外の建物は瓦が飛んでいないという状況でしかもAさんの自宅の屋根が以前から危険性が指摘されるほど老朽化していた場合等であれば、Aさんの建物の設置・保存に瑕疵があると判断されて、AさんがBさんに対して賠償責任を負うこともあるでしょう。



事例② C社は、強烈な台風21号が明日(9月5日)上陸予定であるという報道を見て、D運送会社に対して、前日(9月4日)中に届けるべしとしていた配送を9月6日でよいという連絡をした。

ところが、D運送会社内の連絡が悪く、ドライバーEさんは9月4日の朝からトラックを運転して配送に出かけてしまった。すると、道中、台風21号の強風でEさんの運転するトラックが横転して近隣の建物に突っ込み、これを破損するとともに積んでいた商品が道路に散乱し、約束の期日に商品を届けることができなくなった。



トラックに突っ込まれて破損した建物被害については、土地工作物責任は問題にはならず民法709条に基づく損害賠償責任が問題となります。これは通常の交通事故の物的損害と同じ法的根拠です。この責任を追及するには、加害者に故意または過失が必要となります。今回の台風21号の場合、気象庁は非常に強い台風であり十分な備えをするべきということを盛んに案内していました。そうであればD運送会社及びEさんは、強風の中をトラックで走行することにより横転する危険性があることをあらかじめ予測できたといえます。それゆえ、トラックが横転した原因がこれまで経験したことのないような突風であったとしても、あらかじめ運転を控えるといった結果回避措置を講じることができたはずでしょうから過失なしとはいえず、D運送会社及びEさんは破損した建物の所有者に対して賠償責任を負うこととなります。これに加え、D運送会社及びEさんはC社に対し、積み荷損害に対する賠償責任も負担をします。また実際、9月6日までに運送できないでしょうから、D運送会社は配達遅滞の責任も負うこととなります。

事例③ 台風21号の豪雨によりX川が氾濫し、その上流に住んでいたFさんの自宅駐車場に停めていた自動車が流され下流のGさんの自宅庭に流れ着き、玄関前を占拠する状況になった。

Fさんの自動車が自走不可能な状態となったため、GさんはFさんに対して、この自動車をレッカーで移動させるよう要求した。



Gさんとしては他人の所有物を勝手に移動させたり処分したりすることができません。このような場合、Gさんは土地の所有者としてFさんに対し「所有権に基づく物権的妨害排除請求権」を行使して自動車の排除を請求することができます。Fさんの過失の有無は問いません。GさんはFさんに対し、玄関前を自動車が占拠したことによる損害を請求できるでしょうか。X川の氾濫で自動車が流されることは予測不可能な出来事であるといえる場合がほとんどでしょう。そうすると本件の場合、Fさんに故意過失は認められません。Gさんの被害は不可抗力によるものであり、Fさんが不法行為に基づく損害賠償責任を負うことはありません。

・おわりに

今回の台風21号のような大規模な自然災害による被害については、原則として関係者に賠償を求めていくことは難しく、その備えはご自身で行う必要があるといえます。ただし、例外的に関係者に対して請求できる場合もありますので、台風被害でお悩みの方はいつでも当事務所までご相談ください。



生命の神秘



designed by Freepik

第4回「がんと免疫」

昨年、「免疫抑制の阻害によるがん治療法の発見」で本庶佑博士はノーベル賞を受賞しました。

ヒトの免疫システムの主役は白血球で、その役割上、「自己」と「攻撃すべき非自己」を認識することが求められます。そのため、ヒトの体内では、T細胞(白血球の一つ)を造る胸腺において、自己認識のできないT細胞はアポトーシス(プログラムされた細胞死)に導かれます。さらに、T細胞あるいはB細胞(白血球の一つ)の免疫が活性化する場面で、自己組織を攻撃することを防ぐため、免疫応答を押さえ込むブレーキ役を存在させるシステムがあります。この部分に着目したのが、本庶博士のノーベル賞受賞につながります。

年齢を重ねて遺伝子が変異した場合などに、「末梢組織において変異した自己」を「攻撃対象の非自己」ではなく「守るべき自己」として認識させるブレーキ役の一つが、キラーT細胞にあるPD-1の遺伝子です。PD-1は、そのレセプター(受け手)であるPD-L1やPD-L2(「L」はリガンド=ある物質に対して特異的に結合する物質=つまりPD-1に特異的に結合するタンパク質)に接触すると、その細胞は何か変わっているけど自分自身であると識別して(結合し)、自ら攻撃することをやめ、場合によってはキラーT細胞自身がアポトーシス(プログラムされた細胞死)を起こしてしまいます。年齢を重ねて変異した細胞の一部は、PD-L1、PD-L2を表面に持っているわけですね。

一部のがんは、この「守るべき自己」だけが持つはずのPD-L1、PD-L2を忍者のようにまもって、キラーT細胞の攻撃を回避していたのです。逆に言えば、この物質をまもることができたがん細胞だけが増殖するのかもしれない。

本庶博士のグループは、このPD-1と結合し、PD-L1やPD-L2を認識しなくなる薬(抗PD-1抗体)を開発し、キラーT細胞が継続してがんを攻撃することができるようにして、がん治療薬としたのです。

今までの、がん治療は、外科手術、放射線治療、抗がん剤による治療でしたが、今後はこの免疫療法も一つの柱となっていくでしょう。免疫療法の良さは、PD-1レセプターを持っている(がん)細胞のみに効果があることで、進行性のがんに効果がやすいことや、末期のがんにも効果がある可能性があることです。ただ、その成り立ちから明らかでしょうが、良いことばかりではなく、自己免疫疾患の副作用等も解決されなければならない課題となってきます。

ところで、PD-1は、当時、本庶研究室の大学院生であった石田靖雅 現 奈良先端科学技術大学院准教授が、アポトーシス(プログラムされた細胞死)の遺伝子として探求し、1991年に発見した遺伝子で「アポトーシスに関連する遺伝子であって欲しい」という願いを込めてPD-1(programmed cell death-1)と名付けたそうですが、これががんの治療に役立つとは夢にも思わなかったと思います。

今、何に役立つかはわからなくともその基礎研究が将来大きく花開く、結果を求めすぎる現代の風潮に対する警鐘にもなったとの見方は穿ち過ぎでしょうか。

なにはともあれ、がんに対する新しい戦いの武器を提供する素晴らしい発見、発明に拍手です。

参考文献 講談社「ゲノムが語る生命像/本庶 佑」

秀潤社「細胞工学10月号 ~今明かすPD-1発見の舞台裏/石田靖雅~ ほか」

Newton「2018年11月号、12月号 ~免疫の常識をくつがえした/審良静男~ ほか」

日経サイエンス「2018年12月号 ~がん免疫療法/J.D.ウォルコック~ ほか」

新年のご挨拶

ポピュリズム、ナショナリズム デモクラシーの危機

このところ、Facebook, YouTube, DeNA, NAVER, Twitterなどから流される莫大なネット情報の中に、フェイクニュースなどの不適切な情報が溢濫し、アメリカの大統領選挙や、イギリスのEU離脱の国民投票などにも影響したと報道されているように、大きな問題となっています。

ヘイトスピーチや義憤、政治的あるいはマイノリティ他民族差別などの極端な主張が、不正確な根拠の下に感情的に流され、ネットユーザーの関心を引いて、そこに企業が広告を貼り付けて利用しているのです。

こうしたことから市民が扇動され、ポピュリズム、ナショナリズムに走ることは、デモクラシーの危機であり、最も危惧されることです。

最近では、ようやくネットメディアの責任が問われ、ブレーキがかけられようとしています。なにしろネット情報なので道遠しです。

新しい年は、私たちも一人一人が情報の質を見極める力を持ちたいものです。

平成31年1月

弁護士法人淀屋橋法律事務所

代表社員 弁護士 藤井 勲

○ 新人弁護士紹介 ○



この度新たに入所致しました、小深田 千夏（こぶかたちなつ）と申します。

私は、学生時代の部活動を通じて様々な法律相談を受ける中で、人々の身近にある法律問題を解決するお手伝いをしたいと考えるようになり、弁護士を志しました。

また、弁護士としても、知識に基づく法的結論を単に提示するだけでなく、依頼者の不安や悩みにも耳を傾け、真の意味での「紛争解決」に向けて努力し続けることが何より重要であると考えます。上記部活動の経験を通じて学んだこの姿勢を今後も忘れず精進して参ります。

若輩者ではございますが、どうぞご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い致します。

弁護士 小深田 千夏

表紙の写真（サルデーニャ島の祭り）

サルデーニャ島全島あげてのお祭りに聖エフィジオ祭があります。島の各地から、それぞれの民族衣装に身を固めた人たちが集まってきて、飾り立てた牛車に乗ったり、隊列を組んだりして、賑やかにパレードします。華やかですが、素朴さもたっぷり残っている素晴らしいお祭りでした。

（撮影者 芝 康司）